

鎌ヶ谷市介護保険に係る負担限度額認定申請Q&A 【令和3年12月1日更新】

	種別	質問	回答
1	制度	介護保険負担限度額認定とはどのような制度ですか。	介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院・ショートステイをしている方の食費および居住費（滞在費）を軽減する制度です。
2	制度	介護保険負担限度額認定ではどのような軽減がされますか。	軽減できるものは食費と居住費（滞在費）です。軽減の段階区分については、鎌ヶ谷市ホームページ>健康・福祉>介護保険>介護保険制度について>食費、居住費（滞在費）の負担のページに記載しておりますのでご覧ください。
3	申請	介護保険負担限度額認定の所得要件とはどのようなものですか。	令和3年8月1日以降、所得要件が見直しされました。 詳しくは鎌ヶ谷市ホームページ>健康・福祉>介護保険>介護保険制度について>食費、居住費（滞在費）の負担のページに記載しておりますのでご覧ください。
4	申請	どのような場合に非課税の写しを提出する必要がありますか。	鎌ヶ谷市に当該申請時の1月1日時点で住所を有している方については必要ありません。 非課税証明書の添付が必要な方については下記の方です。 ・当該申請時の1月2日以降に鎌ヶ谷市へ転入された方 ・鎌ヶ谷市外の施設へ入院、入所している方（住所地特例者） ・鎌ヶ谷市外に配偶者が住所を有している方（配偶者の非課税証明書）が必要です。

	種別	質問	回答
5	申請	申請書や同意書は必ず本人が記入する必要がありますか。	申請書は本人以外に配偶者等のご親族が記入していただけます。同意書の記入に際しては、本人および配偶者が自署していただくことが原則です。自署が困難である場合には、代筆者の氏名・続柄を記入してください。
6	申請	本人が申請できない場合は、施設職員やケアマネジャーが代理申請を行ってもいいですか。	本人の意思確認を行い、了承を得ていれば代行申請も可能です。
7	申請	鎌ヶ谷市以外で生活保護を受給してる場合、どのように申請すればいいですか。	申請書とあわせて生活保護決定通知書の写しを添付して申請してください。なお、預貯金の写しは不要ですが、配偶者欄の記入や同意書欄の記入は必須です。
8	申請	介護保険負担限度額認定有効期間中に生活保護になった場合や、生活保護を外れた場合どのようにすればいいですか。	生活保護が外れた等資格に変動があった場合、速やかに再申請を行ってください。認定の適用日については、生活保護になった月の1日に遡ります。また、生活保護を外れた場合は月の1日の場合、その日から、月の途中であれば翌月からの適用となります。

	種別	質問	回答
9	申請	通帳を紛失したり、処分したりして、キャッシュカードしか所持していない場合どうすればいいですか。	お手数ですが金融機関等で通帳を再発行をしていただくか残高証明書を添付してください。 インターネットバンクの場合、口座残高のページを添付してください。
10	配偶者	内縁関係や、離婚しながら同居し夫婦生活を営んでいる場合は、「配偶者」として取扱いますか。	戸籍上の婚姻関係はもちろん、内縁関係も含め、事実上、婚姻関係と同様の状態であれば配偶者とみなします。
11	配偶者	配偶者が行方不明になっているため配偶者の収入の申告や、同意書欄の記入ができません。	原則、配偶者がいる場合は記入が必要です。 ただし、左記のような事情がある場合はその旨がわかる書類(※)を添付のうえ、配偶者欄は記載せず申請してください。 ※(例)警察署から発行された捜索願出証明書など。
12	所得	収入が年金のみのため申告していません。 その場合申請できますか。	未申告の場合、介護保険負担限度額認定の判定ができないため課税課で申告をしたあと、負担限度額認定の申請を行ってください。

	種別	質問	回答
13	資産	介護保険負担限度額認定を受け、有効期間中に資産要件を超えた場合はどうなりますか。	<p>資産状況を超えた場合は、介護保険負担限度額認定の対象要件に該当しなくなるため、再度通帳等の提出を行ってください。</p> <p>該当しなくなった場合、申告月の翌日から介護保険負担限度額認定第4段階（非該当）となります。</p> <p>不正に負担軽減を受けた場合は、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。</p>
14	資産	資産基準にある基準以下になるよう預貯金を下ろした場合はどうなりますか。	<p>預貯金額を基準以下になるよう預貯金を下ろしたとしても、資産要件に現金が含まれますので第4段階（非該当）になります。</p>
15	資産	<p>通帳はいつ時点の写しが必要ですか。</p> <p>長期間出し入れのない口座ですが有効ですか。</p>	<p>通帳の写しは、原則として申請日から2か月以内の写しが必要です。</p> <p>ただし、長期間出し入れのない口座については、最終の記帳日が2か月前を超えていても問題ありませんが、提出をお願いします。</p>